

第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」 競技実施要項

1 競技運営

(1) 個人競技

ア 陸上競技，水泳，フライングディスクは2種目まで出場できる。また，陸上競技及び水泳はこれに加えて，リレー1種目に出場できる。

なお，フライングディスクの2種目とは，アキュラシー1種目とディスタンスの計2種目である。

イ 競技は，原則として男女別に実施する。ただし，陸上競技の4×100mリレー，水泳の200mリレー及び200mメドレーリレー，フライングディスクのアキュラシー種目を除く。

ウ 1組の競技者数は8名以内とし，予選を行わず組単位に1回の決勝競技とする。ただし，卓球は1組4名以内とし，競技方法は別に定める。

エ 出場選手が少ない競技・種目は，異なる障害区分の選手又は他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合，順位の設定及び表彰は，障害区分及び年齢区分別に行う。

(2) 団体競技

ア チーム編成は，バスケットボール及びバレーボール（聴覚障害者，知的障害者）にあつては男女別，バレーボール（精神障害者）にあつては男女混合とし，他の競技は男女混合を可とする。

イ 試合は，都道府県・指定都市の代表チームによるトーナメント方式とし，原則として3位決定戦を実施する。

ウ 競技日程に支障がない範囲で，交流戦を実施する。

(3) 実施態度

開催地主催者が競技運営主管団体と協議の上，決定する。

(4) 開始式・表彰式

ア 開始式

実施する場合は，選手のコンディション等に配慮して簡素に行う。

イ 表彰式

(ア) 陸上競技，水泳，フライングディスクは，随時表彰を行う。

(イ) (ア) 以外の競技は，競技終了後に行う。

(5) 競技記録及び成績の発表等

ア 競技記録及び成績は，笠松運動公園内の所定の場所において，主催者が記録速報板等に掲示する。

イ 各競技の記録及び成績は，当該競技会場内の記録速報板等に掲示する。

(6) 抗議

ア 競技上の抗議については，2019年に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）の定めるところによる。

イ 選手の出場資格，組合せ及び障害区分の適用については，抗議することができない。

2 表彰

(1) 個人競技

各競技の組ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。ただし、組に異なった障害区分及び年齢区分がある場合は、その区分ごととする。

(2) 団体競技

優勝チームに賞状及び優勝杯を、2位及び3位のチームに賞状を、優勝から3位までのチームの選手にメダルを授与する。

3 参加申込み

(1) 申込方法

選手を派遣する都道府県・指定都市（以下「派遣者」という。）は、所定の参加申込書に必要事項を記入し、申し込むものとする。

(2) 申込期限

2019年6月28日（金）必着とする。

(3) 提出先及び問合せ先

派遣者は、封筒に「二つ折り厳禁・参加申込書在中」と朱書きし、書留郵便で参加申込書を以下に送付すること。

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局

（茨城県 国体・障害者スポーツ大会局 障害者スポーツ大会課 大会競技グループ）

TEL：029-301-5396（直通）

FAX：029-301-5389

(4) 申込後の変更の取扱い

ア 個人競技

病気等でやむなく選手を変更する場合には、派遣者が2019年7月19日（金）までに、開催地主催者に文書で申し出、併せて新しく出場する選手の個人競技参加申込書を提出すること。その後の変更は認めない。

また、参加を取り消す場合は、その都度、文書で開催地主催者に申し出ること。

イ 団体競技

病気等でやむなく選手を変更する場合には、派遣者が2019年9月30日（月）までに、開催地主催者に文書で申し出、併せて必要な書類を提出すること。その後の変更は認めない。

また、参加を取り消す場合は、その都度、文書で開催地主催者に申し出ること。

4 番号布

(1) 個人競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を付けるものとする。ただし、水泳に出る選手はIDカード（所属選手団、氏名、出場種目等を記載したもの）をもって番号布に代える。

(2) 番号布（IDカードを含む。）は主催者が準備し、派遣者に配布する。

(3) 番号布の布地の色は、障害別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。

なお、障害が重複している場合には、出場する障害部門の色の番号布を使用し、布の下端5cmを他の重複する障害部門の色を表示する。

ア	肢体不自由者	白
イ	視覚障害者	薄緑
ウ	聴覚障害者	黄
エ	知的障害者	桃
オ	内部障害者	水色
カ	精神障害者	薄茶

5 競技場への入退場

(1) 係員の指示に従うものとする。

(2) 出場選手の介助等のため競技場内に入場できる者は、あらかじめ主催者の許可を受けた者に限る。

6 その他

この要項に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営主管団体と協議の上、競技別実施要領に定める。